

予備自衛官の訓練招集を分割して実施する場合の招集手続等及び予備自衛官手当支給要領について（通達）

昭和 46 年 4 月 26 日
陸幕 1 第 230 号

改正	昭和 49 年 2 月 22 日陸幕 1 第 74 号	昭和 61 年 12 月 19 日陸幕人計第 405 号
	平成 2 年 9 月 27 日陸幕法第 144 号	平成 10 年 7 月 29 日陸幕人計第 240 号
	平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号	平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号
	平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号	平成 22 年 3 月 23 日陸幕人計第 185 号
	平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号	

陸上総隊司令官
各方面総監 殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 23）

予備自衛官の訓練招集を分割して実施する場合の招集手続等及び予備自衛官手当支給要領について（通達）

標記について、昭和 46 年 5 月 1 日から別紙により実施されたい。

なお、45. 5. 27 陸幕 1 第 265 号「予備自衛官の訓練招集の分割、取消、変更及び手当支給実施要領について（通達）」及び 45. 11. 4 陸幕 1 第 577 号「予備自衛官の招集手続に関する訓令の制定に伴う措置について（通達）」は廃止する。

添付書類： 別紙「予備自衛官の訓練招集を分割して実施する場合の招集手続等及び予備自衛官手当支給要領」

配布区分： 北部方面総監 75 部 東北方面総監 50 部
東部方面総監 80 部 中部方面総監 100 部
西部方面総監 70 部
（例規）

予備自衛官の訓練招集を分割して実施する場合の招集手続等及び予備自衛官手当支給要領

- 1 訓練招集命令書の交付要領
 - (1) 当初から訓練日数を2回に分割して訓練招集を命ずる場合には、予備自衛官の招集手続に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第33号。以下「訓令」という。）別記様式第4に規定する訓練招集命令書（以下「命令書」という。）をそれぞれの回に交付するものとする。この場合の命令交付番号は年度を通ずる一連番号とする。
 - (2) 第1回目に交付する命令書には、命令書本文の出頭日時欄の下部に（第2回招集予定 年 月 日）と記入する。
- 2 予備自衛官の訓練招集を分割して実施する場合の予備自衛官手当の支給要領及び支給日に近接して訓練招集を行なった場合の予備自衛官手当の支給要領は付表のとおりとする。
- 3 この通達は海上自衛隊及び航空自衛隊の予備自衛官について準用するものとする。

付表

区 分	項 目	条 件			説 明	根 拠 法 規	
		大 分 類	中 分 類	小 分 類			
訓練招集 要領と支 給の関連	分 割 訓 練 招 集 の 場 合	第1回・第2回とも訓練招集に参加した場合			原則どおり支給する。	政令第17条の11	
			正当な事由の届出があった場合 ※		原則どおり支給する。	同 上	
		第1回の 訓練招集 に参加し 第2回目 の訓練招 集に参加 しなかつ た場合	その他の 場 合	その後の訓練招集に参加した場合	第2回目の訓練招集の日までに支給した分の翌月分以降次の訓練招集に参加した日の属する月の前月まで支給しない。 例 第2回の訓練招集（8月10日～8月12日間）に参加しなかった者が、その訓練に代え10月11日～13日間の訓練に参加した場合、7月分～9月分までの手当は不支給、10月分から支給する。	法第24条の2第4項第3号 政令第17条の12第2項ただし書	
				その後の訓練招集に参加しないが、それについて正当な事由の届出があった場合	第2回目の訓練招集の日までに支給した分の翌月分以降次の訓練招集にも参加しなかったがそれについて正当な事由の届出があった日の属する月の前月まで支給しない。 例 第2回の訓練招集（8月10日～8月12日間）に応じなかった者が、その訓練に代えた10月11日～10月13日間の訓練にも参加しなかったが10月16日にそれについての正当な事由の届出があった場合7月分～9月分までの手当は不支給、10月分から支給する。	同 上	
			その他の場合		第2回目の訓練招集の日までに支給した分の翌月分以降は支給しない。	政令第17条の12第2項本文	
				正当な事由の届出があった場合※		原則どおり支給する。	政令第17条の11
		第1回の 訓練招集 に参加し なかつた 場合	その他の 場 合	第2回以降において5日間訓練に参加した場合	第1回の訓練招集の日までに、既に支給した分の翌月分以降第2回の訓練招集に参加した日の属する月の前月までの分を支給しない。	法第24条の2第4項第3号 政令第17条の12第2項ただし書	
				第2回以降の訓練に参加しないが、正当な事由の届出があった場合	上記に準ずる。 ただし「第2回の訓練招集に参加した日」を「正当な事由の届出があった日」と読み替える。		
				第2回の訓練に当該分割日数分のみ参加し、その後の訓練に参加しなかった場合	支給停止の期間は上記に準ずる。 第2回の訓練招集参加の日の属する月から再び支給を開始するが、その後の訓練招集の日までに既に支給した分の翌月分以降は支給しない。 例 1 第1回の訓練（7月6日～8日間）に参加しなかった者が第2回の訓練（8月29日～30日間）に参加したが、第1回訓練に代わるものとして命令された1月20日～22日間の訓練に参加しない場合次のようになる。 4月～7月分不支給 8月～9月分支給（11月5日） 10月分以降不支給 2 上記の例で1月20日～22日間の訓練が10月28日～30日の場合は、4月分以降不支給となる。	政令第17条の12第2項ただし書	
				その他の場合	第1回の訓練招集の日までに支給した分の翌月分以降は支給しない。	法第24条の2第4項第3号	
	支 給 日			支給日以前に訓練招集を行った場合	訓練招集に参加	支給日に支給すべき額を招集に応じた額訓練招集手当と併せて支給する。 しかし訓練招集の期間が手当対象期間内にある場合には繰り上げ支給はできない。 例 訓練招集期間6月26日～30日 8月5日支給 6月29日～7月3日 招集の際支給	政令第17条の11
					訓練招集に参加しない	既に支給した分の翌月分以降は支給しない。 （正当な事由の届出により取消し又は変更した場合を除く。）	政令第17条の12第2項本文
	支給日の翌日以降に訓練招集を行った場合	支給日の翌日以降に訓練招集を行った場合	訓練招集に参加	支給日に支給すべき額の支払を訓練招集の時期まで延期し、その際訓練招集手当と併せて支給する。（延期の限度は、支給日の属する月の翌月の末日までとする。） 例 9月10日～9月14日間の訓練招集を行う場合には、8月5日に支給すべき額（4・5・6月分）の支給を延期し、この訓練の際、訓練招集手当と併せて支給する。	政令第17条の11第2項		
			訓練招集に参加しない	支給日に支給すべき額を訓練招集期間終了後支給する。 例 8月10日～8月14日間の訓練招集に参加しない者に対しては、8月5日に支給すべき額（4・5・6月分）を支給する。	政令第17条の11第1項 人発調第113号（34.12.1）「予備自衛官手当の支給上の疑義について」		

注：法……防衛省の職員の給与等に関する法律

政令……防衛省の職員の給与等に関する法律施行令

訓令……防衛省職員給与施行細則

※……「正当な事由の届出があった場合」とは、正当な事由の届出があり、発令権者が相当と認め取消し又は変更の処置を行った場合をいう。